

議第一号

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会議規則第十五条の規定により提出します。

平成十八年十二月十八日

提出者 栃木県議会議員 高橋文吉

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

手 菅 郡 小 佐 吉 小 佐 小 島 大

塚 谷 司 瀧 沼 藤 高 田 島

功 文 正 信 猛 文 和

利 彰 光 夫 栄 男 男 郎

栃木県条例第 号

栃木県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員の報酬の特例に関する条例（平成十四年栃木県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。
本則中「平成十八年十二月三十一日」を「平成十九年十一月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。